

(別 紙)

公定価格を抜本的に引き上げ、どの子どもも安心できる保育制度・保育環境の実現を求める意見書（案）

現在、約 268 万人以上の子供たちが保育施設等を利用し、多くの時間をその施設で過ごしている。共働きは年々増え続け、保育所等の利用率も大きく伸びている。就学前の子供の利用率（2025 年度）は 55.7%になり、1、2 歳児の保育利用率は 60.9%である。多くの子が利用する保育施設は、子供たちの成長と発達を保障できる安心安全な環境が何より求められている。

しかし、「子ども・子育て支援新制度」によって、施設や基準の多様化が進む中で、保育施設等で重篤な事故が増え続けている。こども園、幼稚園、保育園などでの重篤な事故件数は、政府が公表しているもので 2015 年の 627 件から 2024 年の 3,190 件と 5 倍である。命を落とした子供もおり、「子供たちの命や安全を守るためにも、発達を保障するためにも、保育士の配置基準や施設基準の改善は緊急の課題だ」との声が強くなってきた。

こうした中、2024 年度、保育士の配置基準の改善が実現した。保育士 1 人が担当する 4、5 歳児の基準が 76 年ぶりに 30 人から 25 人に、また 3 歳児は 20 人から 15 人となった。

これらは経過措置が設けられるなどの問題はあるが、長年の保育運動と、近年の「子供たちにもう 1 人保育士を」という大きな声が、「この配置基準では子供の命と安全を守れない」という実態を可視化し、長年動かなかった壁を動かしたのである。同時に、世界水準でみるとまだまだ低すぎる配置基準であり、全年齢でさらなる改善が必要である。また、1 歳児については、2025 年度に 6 人に 1 人から 5 人に 1 人への改善が実現されたが、要件を設けた加算方式にとどまっている。

政府はその理由に保育士不足を挙げているが、配置基準の引上げは、深刻な保育士不足の解決抜きには進まないのは当然である。問題は、その保育士の確保を、現場の保育園や市町村任せにしていることである。結果、仕事内容と見合わない低い賃金ということもあり、自力で保育士確保ができないのが実態である。

大きな世論と運動により、2013 年から累次の処遇改善策が行われ、保育士の賃金の全産業平均との差は、一旦、約 6 万円となったが、他の職種の賃金が引き上がってきたこととの関係で、約 8 万円へと差が再び広がって

いることは重大である。

保育士の低賃金は、ジェンダー差別が加わり、国の基準が低すぎることに
よってもたらされてきた。認可保育所の運営費、いわゆる「公定価格」
を算出する際の人件費が低すぎるのが最大の原因であり、さらに、保育
士の配置基準が実情に見合わないために、現場では1人当たり賃金を国の
基準より下げて保育士やパートを配置しているために、一層の低賃金をつ
くり出してきた。

よって、国においては、どの子ども安心できる保育制度・保育環境を実現
するため、保育士の賃金を大幅に増やし正規の保育士を確保するよう、公
定価格を抜本的に引き上げるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日
高松市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		
財務大臣		